

平成27年度 交通災害共済会員を募集します

平成27年度の交通災害共済会員を募集いたします。会員になられた方で、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間に交通事故にあわれた場合には、役場総務課で手続きをお願いいたします。

※昨年度同様、0歳から中学3年生までの方（平成27年4月時点）の会費は全額村で負担いたします。加入手続きも村で一括して行いますので、ご家庭での申込みは不要となります。

●交通災害共済とは

みなさんが会費を出しあい、交通事故によってケガをしたり死亡したとき、見舞金をお支払いする相互扶助制度です。

●共済会費

年額 一般・・・900円 ※途中加入も同額です。

●申込み方法

すでに区長さんを通じて各世帯へ申込書を配布していますので、加入希望の方は、申込書に記入し会費を添えて区長さんもしくは役場総務課へ提出してください。郵便局でも加入手続きが可能です。役場・郵便局にも申込書があります。

詳細については配布された申込書と一緒に同封されているパンフレット等をご覧ください。役場総務課（☎82-1226）へお問合せください。

防災情報通信システム タブレット通信

平成27年4月から、順次タブレット型端末の更新を行います

※ 更新方法などの詳細は、4月に広報と一緒にチラシを配布いたします。

更新による主な変更点

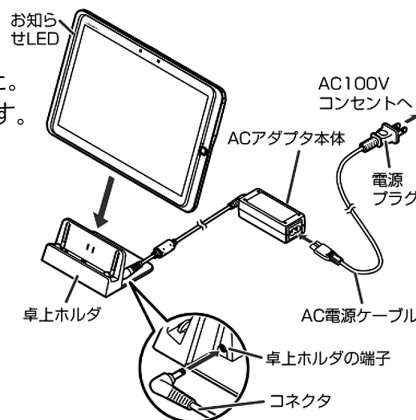
- ・「広報資料等」で見る内容が、閲覧（操作）しやすくなります。
- ・「アンケート」で回答の再確認、再回答ができるようになりました。
- ・エリアメール（緊急地震速報など）のバージョンが新しくなります。

タブレット型端末の電源が入っていないと更新されません！！

画面点灯ボタンを押して画面が表示されるか確認しておいてください。

画面が表示されない・電源が入らない・使い方がわからないなど、タブレット型端末に関する問合せがございましたら、役場総務課まで端末をご持参いただくか、またはお問合せください。

問合せ 役場総務課 ☎82-1254



秩父税務署からのお知らせ

●所得税および復興特別所得税と消費税および地方消費税（個人事業者）の確定申告と納税は正しくお早めに！

平成26年分の所得税および復興特別所得税の確定申告の相談および申告書の受付は、平成27年3月16日（月）までです。また、平成26年分の個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告は、平成27年3月31日（火）が申告・納付の期限となっています。

●納付期限と振替納税の利用について

確定申告による所得税と消費税および地方消費税の納期限および振替日は、次のとおりです。

所得税

- ・納期限・・・平成27年3月16日（月）
- ・振替日・・・平成27年4月20日（月）

消費税及び地方消費税

- ・平成27年3月31日（火）
- ・平成27年4月23日（木）

納税には便利で確実な振替納税をご利用ください。